

## 令和7年第6回下呂市議会定例会

### 提出議案目録

承第	7号	専決処分の承認について（下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）	3
承第	8号	専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第9号））	8
同第	20号	下呂市功労者表彰につき同意を求めるについて	18
同第	21号	下呂市功労者表彰につき同意を求めるについて	19
同第	22号	下呂市功労者表彰につき同意を求めるについて	20
同第	23号	下呂市功労者表彰につき同意を求めるについて	21
同第	24号	下呂市功労者表彰につき同意を求めるについて	22
同第	25号	下呂市功労者表彰につき同意を求めるについて	23
同第	26号	下呂市功労者表彰につき同意を求めるについて	24
議第	98号	令和7年度下呂市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議第	99号	令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	別冊
議第	100号	令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議第	101号	令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議第	102号	令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）	別冊
議第	103号	令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）	別冊
議第	104号	令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）	別冊
議第	105号	市道の路線認定について	25
議第	106号	市道の路線変更について	28
議第	107号	下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について	30
議第	108号	下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について	31
議第	109号	下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について	32
議第	110号	下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について	33
議第	111号	下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について	34
議第	112号	下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について	35
議第	113号	下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について	36
議第	114号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について	37
議第	115号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について	41
議第	116号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	44
議第	117号	下呂市公告式条例の一部を改正する条例について	48
議第	118号	下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例について	53

議第119号	下呂市表彰条例について……………	77
議第120号	下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について……………	86
議第121号	児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例について……………	90
議第122号	下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	94
議第123号	下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について……………	97
議第124号	下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について……………	105
議第125号	下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例について……………	108
議第126号	下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について……………	112
議第127号	下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	115
議第128号	下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について……………	118
議第129号	令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について……………	125
議第130号	令和7年度下呂市一般会計補正予算（第11号）……………	別冊
議第131号	令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）……………	別冊
議第132号	令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）……………	別冊
議第133号	令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）……………	別冊
議第134号	令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）……………	別冊
議第135号	令和7年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
議第136号	令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
議第137号	令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
議第138号	令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）……………	別冊

承第 7 号

専決処分の承認について（下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 10 月 23 日提出

下呂市長 山 内 登

#### 提 案 理 由

市内各地で出没する熊による被害対策として緊急銃獵を実施するため、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 17 号

専決処分書（下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 23 日

下呂市長 山内 登

## 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員の項～農業振興地域整備促進協議会委員の項	(略)		教育委員会委員の項～農業振興地域整備促進協議会委員の項	(略)	(略)
鳥獣被害対策実施隊員	年額 1万円の範囲内で市長が定める額		鳥獣被害対策実施隊員	年額 1万円の範囲内で市長が定める額	
	旦額 96,000円の範囲				

改 正 後				改 正 前			
		内 で 市 長 が 定 め る 額					
森林管理委員会委員の項 ～地方自治法第174条に定 める専門委員並びに地方 公務員法（昭和25年法律第 261号）第3条第3項第2 号、第3号及び第3号の2 に該当する職にある者の うち、前各号に該当しない ものの項（略）				森林管理委員会委員の項 ～地方自治法第174条に定 める専門委員並びに地方 公務員法（昭和25年法律第 261号）第3条第3項第2 号、第3号及び第3号の2 に該当する職にある者の うち、前各号に該当しない ものの項（略）			

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、緊急銃猟制度が創設されたことに伴い、緊急銃猟を行う非常勤の特別職職員の報酬を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 鳥獣被害対策実施隊員の報酬に、緊急銃猟を実施する際の日額報酬を追加します。

(別表関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

承第8号

専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正  
予算（第9号））

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年11月28日提出

下呂市長　山内　登

提案理由

熊の出没が多発している状況において、市民等の生命及び安全を第一優先とした緊急安全対策を速やかに実施するための増額補正を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 18 号

専決処分書（令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 9 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 9 号）を、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 23 日

下呂市長 山内 登

## 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度下呂市的一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,056,683千円とする。  
2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		2, 120, 145	3, 000	2, 123, 145
	02. 基本金繰入金	2, 043, 263	3, 000	2, 046, 263
歳入合計		24, 053, 683	3, 000	24, 056, 683

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02. 総務費		5, 000, 238	1, 643	5, 001, 881
	01. 総務管理費	4, 480, 545	1, 643	4, 482, 188
06. 農林水産業費		1, 687, 523	930	1, 688, 453
	01. 農業費	1, 107, 964	930	1, 108, 894
14. 予備費		41, 629	427	42, 056
	01. 予備費	41, 629	427	42, 056
歳出合計		24, 053, 683	3, 000	24, 056, 683

【第1表】

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
19. 繼 入 金	2, 120, 145	3, 000	2, 123, 145
歳 入 合 計	24, 053, 683	3, 000	24, 056, 683

歳入【総括】

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
02. 総務費	5,000,238	1,643	5,001,881				1,643	
06. 農林水産業費	1,687,523	930	1,688,453				930	
14. 予備費	41,629	427	42,056				427	
歳出合計	24,053,683	3,000	24,056,683				3,000	

歳出【総括】

## 2 歳入

(款) 19. 繰入金

(項) 02. 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
01. 基金繰入金	2,043,263	3,000	2,046,263	01. 基金繰入金	3,000	財政調整基金繰入金	
計	2,043,263	3,000	2,046,263				

歳入【繰入金】

### 3 歳出

#### (款) 02. 総務費

##### (項) 01. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
21. 危機対策費	0	1,643	1,643				1,643	10. 需用費	1,610	
							1,643	消耗品費	1,478	危機事案対応措置事業
								印刷製本費	132	需用費
								11. 役務費	33	消耗品費
								手数料	33	印刷製本費
										役務費
										手数料
計	4,480,545	1,643	4,482,188				1,643			

#### (款) 06. 農林水産業費

##### (項) 01. 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
03. 農業振興費	196,805	930	197,735				930	01. 報酬	712	
							930	非常勤職員報酬	712	有害鳥獣捕獲事業
										報酬
								10. 需用費	218	非常勤職員報酬
								消耗品費	218	鳥獣被害対策実施隊隊員
										需用費
										消耗品費
計	1,107,964	930	1,108,894				930			

#### (款) 14. 予備費

##### (項) 01. 予備費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
01. 予備費	41,629	427	42,056				427			

歳出【総務費】【農林水産業費】【予備費】

歳出【予備費】

(款) 14. 予備費

(項) 01. 予備費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
							427		予備費 427	
計	41,629	427	42,056				427			

# 給与費明細書

## 1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	調整手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他の手当 (千円)			
補正後	長等	2	18,600	8,200 4.60			192	26,992	4,877	31,869
	議員	14	51,960	22,906 4.60				74,866	13,740	88,606
	その他の特別職	2,213	99,541	7,320 4.60			112	110,200	3,792	113,992
	計	2,229	151,501	25,920 34,333			304	212,058	22,409	234,467
補正前	長等	2	18,600	8,200 4.60			192	26,992	4,877	31,869
	議員	14	51,960	22,906 4.60				74,866	13,740	88,606
	その他の特別職	2,213	98,829	7,320 4.60			112	109,488	3,792	113,280
	計	2,229	150,789	25,920 34,333			304	211,346	22,409	233,755
比較	長等	0	0	0 0.00			0	0	0	0
	議員	0	0	0 0.00				0	0	0
	その他の特別職	0	712	0 0.00			0	712	0	712
	計	0	712	0 0			0	712	0	712

同第 20 号

## 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	[REDACTED]
氏 名	大前 順子
年 齢	73 歳
表彰領域	社会福祉
功 績	民生委員児童委員

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 21 号

## 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	[REDACTED]
氏 名	中川 義郎
年 齢	77 歳
表彰領域	社会福祉
功 績	保護司

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 22 号

## 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	[REDACTED]
氏 名	岩淺 宏觀
年 齢	50 歳
表彰領域	社会福祉
功 績	保護司

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 23 号

## 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	[REDACTED]
氏 名	熊崎 孔平
年 齢	76 歳
表彰領域	産業経済
功 績	商工会の役員で長の経歴を有する者

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 24 号

## 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	[REDACTED]
氏 名	中川 正之
年 齢	72 歳
表彰領域	産業経済
功 績	商工会の役員で長の経歴を有する者

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 25 号

## 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	[REDACTED]
氏 名	森前 ひとみ
年 齢	66 歳
表彰領域	教育文化
功 績	スポーツ推進委員

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

同第 26 号

## 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年下呂市条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	[REDACTED]
氏 名	福永 和也
年 齢	65 歳
表彰領域	教育文化
功 績	スポーツ推進委員

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

議第 105 号

## 市道の路線認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
1	惣島名丸線	下呂市馬瀬惣島字大野垣内 265 番 3 地先から 下呂市馬瀬名丸字横平 1669 番 23 地先まで	
2	下山弓掛線	下呂市馬瀬下山字梅峠 528 番 59 地先から 下呂市金山町弓掛字中合 802 番 1 地先まで	

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山内 登

### 提 案 理 由

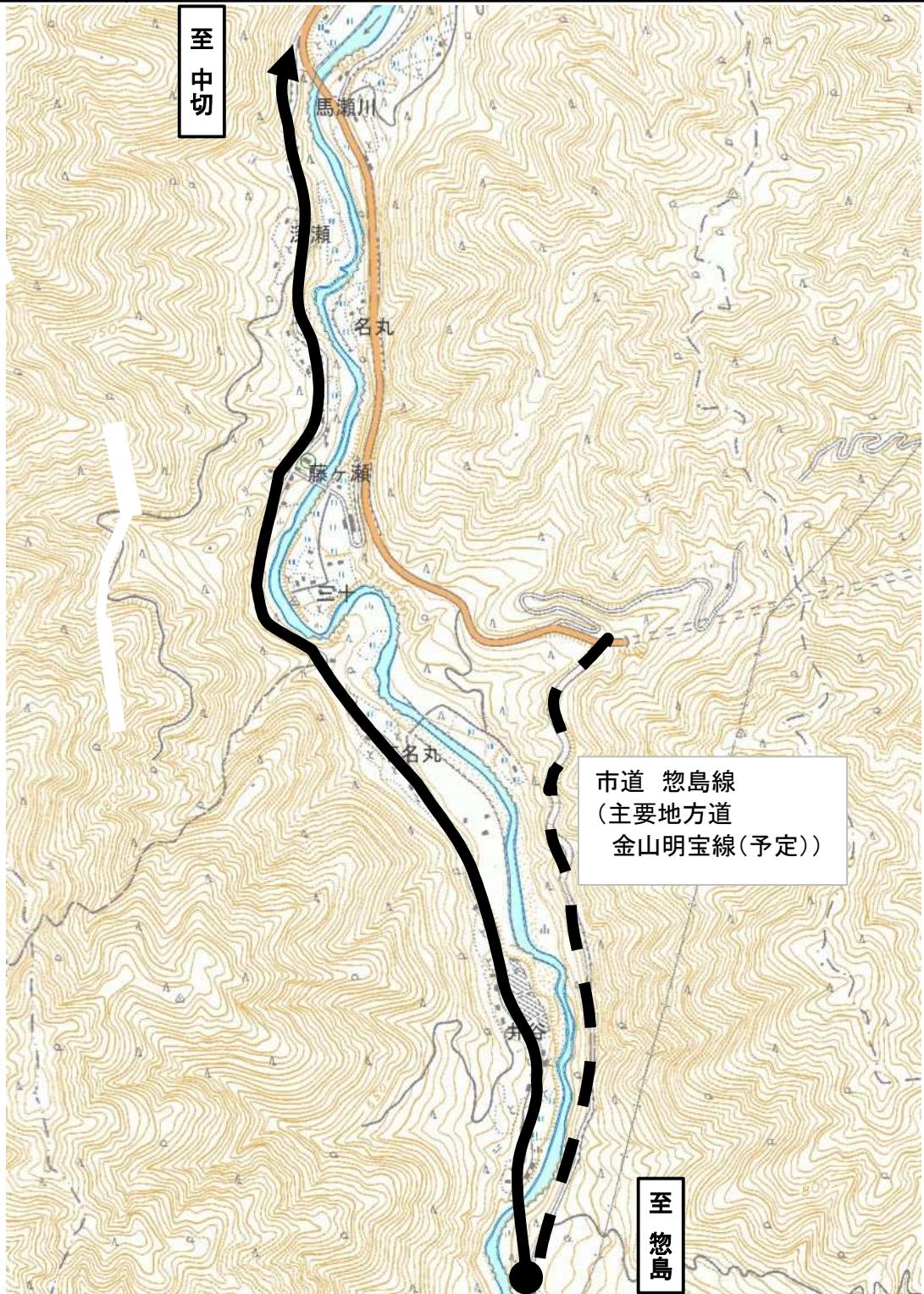
道路再編により、県道の一部が移譲されるため市道の路線を認定するもの。

## 路線認定

起点側 → 終点側

路線名	惣島名丸線	幅員	4.0m～10.4m
起点	下呂市馬瀬惣島字大野垣内265番3地先から	延長	4,242.80m
終点	下呂市馬瀬名丸字横平1669番23地先まで		

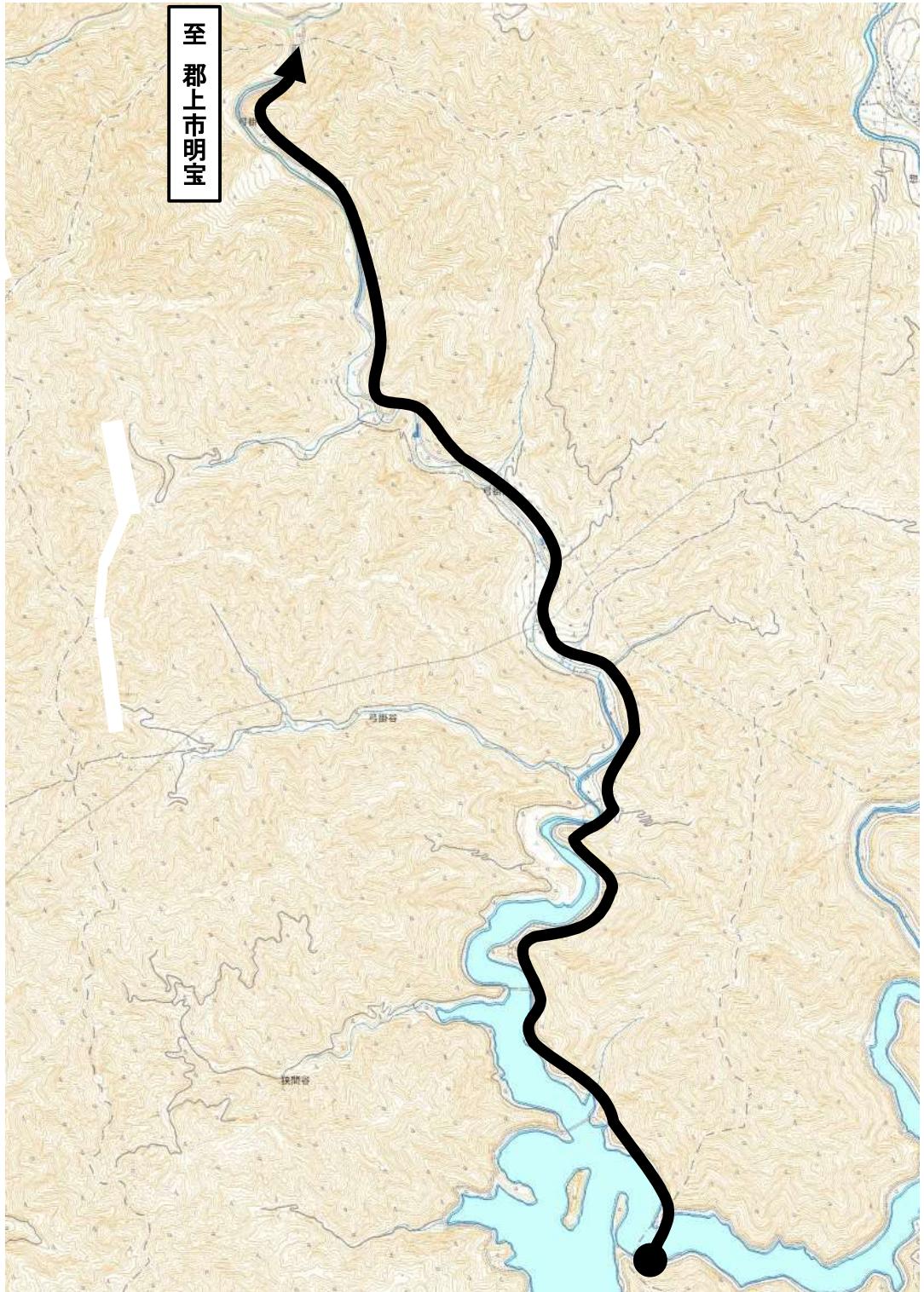
認定理由 道路再編により、県道の一部が移譲されるため市道の路線を認定するもの。



## 路線認定

起点側 → 終点側

路線名	下山弓掛線	幅員	2.0m～16.0m
起点	下呂市馬瀬下山字梅峠528番59地先から	延長	10,421.50m
終点	下呂市金山町弓掛字中合802番1地先まで		
認定理由	道路再編により、県道の一部が移譲されるため市道の路線を認定するもの。		



議第 106 号

## 市道の路線変更について

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

番号	路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地
1	門坂 4 号線	旧	下呂市小坂町門坂字柄洞上平 1226 番から 下呂市小坂町門坂字出合 1064 番 1 まで	
		新	下呂市小坂町門坂字柄洞上平 1219 番 2 から 下呂市小坂町門坂字出合 1064 番 1 まで	

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山内 登

### 提 案 理 由

道路整備のため路線変更するもの。

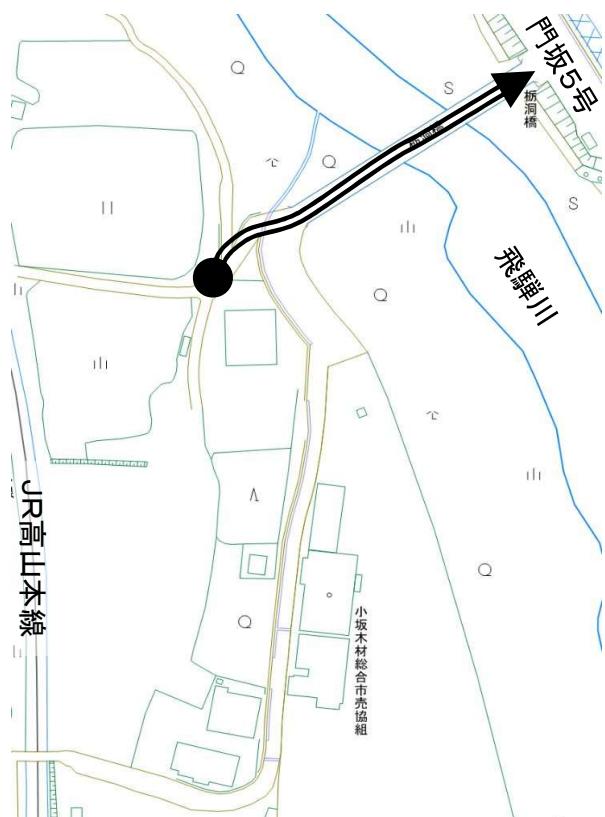
## 路線変更

変更前

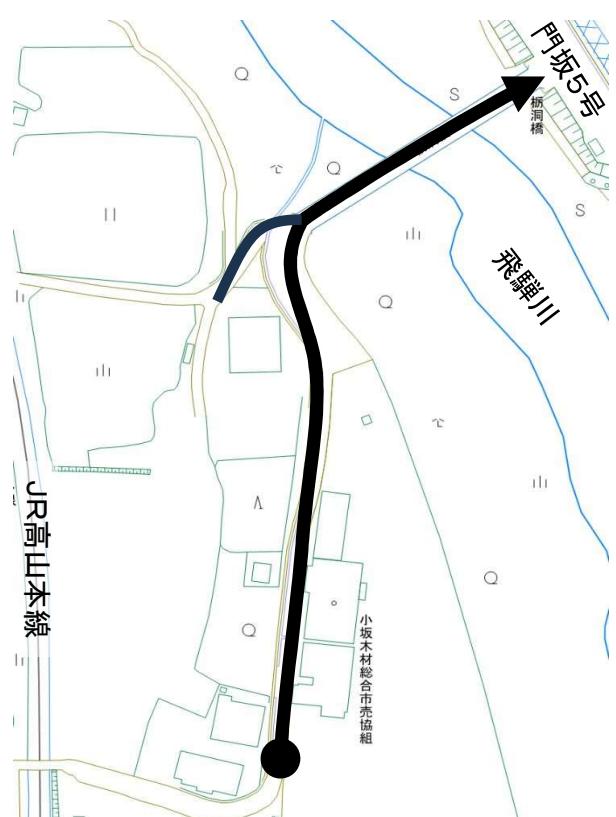
変更後

路線名		門坂4号線	延長	変更前	変更後	
				92.60m	193.00m	
変更前	起点	下呂市小坂町門坂字柄洞上平1226番から	変更後	起点	下呂市小坂町門坂字柄洞上平1219番2から	
	終点	下呂市小坂町門坂字出合1064番1まで		終点	下呂市小坂町門坂字出合1064番1まで	
変更理由		道路整備のため路線変更するもの。				
補足説明		下呂市小坂町門坂のウッドリサイクルまで市有地を通行しており、これを市道として整備するため門坂4号の始点を変更する。				

### 変更前



### 変更後



議第 107 号

## 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 施設の名称 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジ

2 指定管理者となる団体の名称 愛知県名古屋市緑区池上台 2 丁目 37 番地 1  
スポーツマックス・三幸共同事業体  
代表 株式会社スポーツマックス  
代表取締役 兵藤 大二郎

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年）

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 108 号

## 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 施設の名称 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター

下呂市金山リバーサイドスタジアム

金山ふれあいパーク

2 指定管理者となる団体の名称 愛知県名古屋市緑区池上台 2 丁目 37 番地 1

スポーツマックス・三幸共同事業体

代表 株式会社スポーツマックス

代表取締役 兵藤 大二郎

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年）

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 109 号

## 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 施設の名称 下呂市濁河温泉市営露天風呂

2 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市小坂町大洞 965 番地 2  
株式会社 ノイジー  
代表取締役社長 保田 悅宏

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年）

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 110 号

## 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 施設の名称 下呂市道の駅馬瀬美輝の里

2 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市馬瀬西村 1695 番地  
馬瀬総合観光株式会社  
支配人 今井 弘之

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年）

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 111 号

## 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 やすらぎセンター萩  
やすらぎセンター四美  
小坂デイサービスセンター  
上原デイサービスセンター  
金山デイサービスセンター  
デイサービスセンターつづじ苑

- 2 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市萩原町萩原 875 番地 2  
社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会  
会長 大谷 克己

- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年）

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 112 号

## 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 養護老人ホームあさぎりサニーランド  
特別養護老人ホームあさぎりサニーランド  
特別養護老人ホームかなやまサニーランド
- 2 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市萩原町羽根 2710 番地 3  
社会福祉法人 下呂福祉会  
理事長 熊崎 敏彦
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年）

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 113 号

## 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 施設の名称 下呂市フィッシングセンター水辺の館

2 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市馬瀬西村 1508 番地 1  
南飛騨馬瀬川観光協会  
会長 今井 弘之

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年）

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 114 号

## 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約（平成 5 年 12 月 20 日岐阜県指令伊總第 891 号）の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長　山内　登

### 提案理由

岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、地方自治法施行令第 218 条の 2 の規定に基づく特別の定めとして事務の承継を岐阜県市町村会館組合の規約に追加することについて、関係地方公共団体での協議をするため。

## 岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成5年12月20日岐阜県指令伊総第891号）の一部を次のように変更する。

第12条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

### 附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあつた日から施行する。

## 岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成5年12月20日岐阜県指令伊総第891号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(その他)</p> <p>第12条 <u>組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。</u></p> <p><u>2</u> この規約に定めるものほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第12条</p> <p>この規約に定めるものほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。</p>

### 附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

## 【参考資料】

### 岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約要綱

#### 1. 改正理由

岐阜県市町村会館組合（以下「組合」という。）を解散するにあたり、地方自治法施行令第 218 条の 2 の規定に基づく特別の定めとして事務の承継を追加するため、当該規約の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

（1）組合の解散に伴う事務の承継については、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定めるとします。

（第 12 条関係）

（2）改正後の規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行します。

（附則関係）

議第 115 号

## 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条及び同法第 289 条並びに令和 7 年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第 12 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条及び同規約第 12 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提案理由

岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務及び打ち切り決算の審査及び認定等について、関係地方公共団体での協議をするため。

# 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書に 代わる同意書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定による岐阜県市町村会館組合（以下「組合」という。）の解散及び同法第 289 条の規定による財産処分並びに令和 7 年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第 12 条第 1 項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

## 記

### 1 解散の期日

令和 8 年 3 月 31 日をもって解散するものとする。

### 2 解散に伴う財産処分

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。
- (2) 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

### 3 解散に伴う事務の承継等

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。
- (2) 軽自動車税申告書特別調査事務については、42 市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。
- (3) 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。
- (4) 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。
- (5) 打ち切り決算後の歳計現金は、（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。
- (6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継する。

### 4 職員の処遇等

- (1) 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。
- (2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例（平成15年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号）第12条第2号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。
- (3) 令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第1号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

## 5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

議第 116 号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長　山　内　登

提　案　理　由

岐阜県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）の構成団体である「岐阜県市町村会館組合」が令和 8 年 3 月 31 日に解散予定で退職手当組合から脱退することに伴い、その脱退及び退職手当組合の規約の変更について、関係地方公共団体での協議をするため。

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合規約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

## 岐阜県市町村職員退職手当組合規約新旧対照表

(下線部は変更部分)

変更後	変更前
<p><u>附 則</u>  <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>別表</u>            美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛驒市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、閑ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帶水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合</p>	
	<p><u>別表</u>            美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛驒市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、閑ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帶水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、岐阜県市町村会館組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合</p>

## 【参考資料】

### 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約要綱

#### 1. 改正理由

令和8年3月31日をもって解散する「岐阜県市町村会館組合」が岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退するため、当該規約の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 別表中、岐阜県市町村会館組合を削ります。

(別表関係)

(2) 改正後の規約は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 117 号

## 下呂市公式条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山内 登

### 提案理由

公式にインターネットを通じて閲覧する方法を追加するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市公告式条例の一部を改正する条例

下呂市公告式条例（平成16年下呂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例の公布）</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、下呂庁舎前掲示場に<u>掲示し</u>、<u>又は電磁的方法</u>（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により不特定多数の者が掲示した事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置をとることによって行う。<u>ただし、別に定めのあるものを除き、掲示した事項の情報に特定の個人を識別することができるものが含まれるときは、当該情報の電磁的方法による公布は行わない。</u></p>	<p>（条例の公布）</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、下呂庁舎前掲示場に<u>掲示して</u>これを行う。<u>ただし、天災事変等により掲示場に掲示して公布することができないときは、公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。</u></p>
<p>（規則の公布）</p> <p>第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、規則の公布についてこれを準用する。</p>	<p>（規則の公布）</p> <p>第3条 前条の規定は、規則の公布についてこれを準用する。</p>
<p>（市長以外の機関の定める規則等の公表）</p> <p>第5条 第3条の規定は、教育委員会を除く市長以外の市の機関（以下「市長以外の機関」という。）の定める規則、規程、告示、訓令等で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるの</p>	<p>（市長以外の機関の定める規則等の公表）</p> <p>第5条 第2条の規定は、教育委員会を除く市長以外の市の機関（以下「市長以外の機関」という。）の定める規則又は規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは「当該機関又は</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>は「当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</u></p>	<p><u>当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 市長以外の機関の定める告示、訓令等で公示を必要とするものは、公示の旨の前文、年月日及び当該機関又は当該機関を代表する者の名称又は氏名を記入して第2条第2項の例に準じて掲示場等に掲示しなければならない。</u></p>

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例（令和7年下呂市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中第18条の改正を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を下呂市公告式条例（平成16年下呂市条例第4号）第2条第2項に規定する方法により行うものと</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、下呂市公告式条例（平成16年下呂市条例第4号）第2条第2項に規定する<u>掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
する。	

## 【参考資料】

### 下呂市公告式条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

公告式にインターネットを通じて閲覧する方法を追加するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 条例及び規則の公布方法並びに告示、訓令等の公表方法にインターネットによる掲示方法を追加します。

(第2条、第3条第2項関係)

(2) 規則の公布について、市長の署名としていたものを記名押印に改め、事務の簡素化を図ります。

(第3条第1項関係)

(3) この条例を準用している議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会については、この条例の規則の公布方法を準用して行うよう改めます。

(第5条関係)

(4) この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

(第7条関係)

(5) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(6) 下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例（令和7年下呂市条例第24号）第1条中第18条の公示送達の方法について今回の改正に併せた方法に改めます。

(附則第2項関係)

議第 118 号

## 下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山内 登

### 提案理由

第三次総合計画の効果的な推進を図るための組織再編を行うことに伴い、当該条例を改正するもの。

# 下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例

(下呂市行政組織条例の一部改正)

第1条 下呂市行政組織条例（平成16年下呂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(部等の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>次のとおり市長の直近下位の内部組織（以下「部等」という。）</u>を置く。</p> <p><u>(1) 市長直轄組織</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 総合政策部</u></p> <p><u>(4) 市民生活部</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 健康医療部</u></p> <p><u>(7) 農林環境部</u></p> <p><u>(8) 観光文化スポーツ部</u></p> <p><u>(9) 基盤整備部</u></p>	<p><u>(部の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>市に次の部を置く。</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) まちづくり推進部</u></p> <p><u>(3) 地域振興部</u></p> <p><u>(4) 市民保健部</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 農林部</u></p> <p><u>(7) 観光商工部</u></p> <p><u>(8) 建設部</u></p> <p><u>(9) 環境部</u></p>
<p><u>(分掌事務)</u></p> <p>第2条 <u>各部等</u>の主な分掌事務は次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 市長直轄組織</u></p> <p>ア <u>市長秘書</u>に関すること。</p> <p>イ <u>広報・広聴</u>に関すること。</p> <p><u>(2) 総務部</u></p> <p>ア <u>法令・行政一般・行政改革</u>に関すること。</p>	<p><u>(分掌事務)</u></p> <p>第2条 <u>各部</u>の主な分掌事務は次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 総務部</u></p> <p>ア <u>行政一般・広報</u>に関すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ <u>国際交流・国及び県との連携調整</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>情報化施策・DX(デジタルトランスフォーメーション)</u>に関すること。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>財政</u>に関すること。</p> <p>ク <u>財産管理・契約</u>に関すること。</p>	<p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>市長秘書・広聴</u>に関すること。</p> <p>オ <u>市長特命・政策</u>に関すること。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>住民税・国民健康保険税</u>に関すること。</p> <p>ク <u>固定資産税</u>に関すること。</p> <p>ケ <u>諸税・収納</u>に関すること。</p>
<p>(3) <u>総合政策部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>都市政策・都市計画</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>統計・産官学連携</u>に関すること。</p> <p>エ <u>企業版ふるさと寄附</u>に関すること。</p> <p>オ <u>総合交通施策</u>に関すること。</p> <p>カ <u>商工振興・中小企業等振興・企業誘致・雇用促進</u>に関すること。</p> <p>キ <u>ふるさと寄附</u>に関すること。</p> <p>ク <u>地域政策・人口減少対策・関係人口対策</u>に関すること。</p>	<p>(2) <u>まちづくり推進部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>財政</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>財産管理及び契約</u>に関すること。</p> <p>エ <u>情報化施策・DX(デジタルトランスフォーメーション)</u>に関すること。</p> <p>オ <u>総合交通施策・公営住宅</u>に関すること。</p> <p>カ <u>スポーツ(学校における体育に関することを除く。)及び公園</u>に関すること。</p>
<p>(4) <u>市民生活部</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>市税(住民税・固定資産税・国民健康</u></p>	<p>(3) <u>地域振興部</u></p> <p>ア <u>地域振興・移住定住</u>に関すること。</p> <p>イ <u>社会教育・文化芸術の振興</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>振興事務所連携</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>市民保健部</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>保健衛生</u>に関すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>保険税・諸税)</u>に関すること。</p> <p>エ <u>市有債権の管理・収納</u>に関すること。</p> <p>オ <u>公営住宅・空き家対策</u>に関すること。</p> <p>カ <u>建築指導・耐震</u>に関すること。</p> <p>キ <u>景観・屋外広告物</u>に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>健康医療部</u></p> <p>ア <u>保健衛生・健康増進</u>に関すること。</p> <p>イ <u>地域医療・診療所</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>金山病院の管理運営</u>に関すること。</p> <p>エ <u>小坂診療所の管理運営</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>農林環境部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>地籍調査</u>に関すること。</p> <p>オ <u>環境保全・環境衛生・地球温暖化対策</u>に関すること。</p> <p>カ <u>環境施設の管理運営</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>観光文化スポーツ部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>スポーツ（学校における体育に関するこ</u> <u>とを除く。）及び公園管理</u>に関するこ と。</p> <p>ウ <u>文化振興・文化財・博物館等の管理に</u> <u>関すること。</u></p> <p>エ <u>芸術祭の開催</u>に関すること。</p> <p>オ (略)</p> <p>(9) <u>基盤整備部</u></p> <p>ア <u>道路及び河川の管理</u>に関すること。</p>	<p>エ <u>地域医療・診療所</u>に関すること。</p> <p>オ <u>金山病院の管理運営</u>に関すること。</p> <p>カ <u>小坂診療所の管理運営</u>に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>農林部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>農地整備</u>に関すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ <u>治山・林道</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>観光商工部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>商工振興・雇用促進・ふるさと納税に</u> <u>関すること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(8) <u>建設部</u></p> <p>ア <u>道路及び河川の管理・都市計画に</u> <u>関すること。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ 用地交渉及び取得・官民境界に関すること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 農地整備・治山林道に関すること。</p> <p>オ 浄化槽に関すること。</p>	<p>イ <u>建築・景観・空き家対策・公園の管理運営</u>に関すること。</p> <p>ウ 用地交渉及び取得・官民境界・<u>地籍調査</u>に関すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(9) 環境部</p> <p>ア <u>環境保全・環境衛生・地球温暖化対策・浄化槽</u>に関すること。</p> <p>イ 環境施設の管理運営に関すること。</p>

(下呂市振興事務所及び出張所設置条例)

第2条 下呂市振興事務所及び出張所設置条例（平成16年下呂市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下呂市竹原支所</td><td>下呂市宮地288番地1</td><td>竹原、中原及び上原地区一円</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	下呂市竹原支所	下呂市宮地288番地1	竹原、中原及び上原地区一円	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下呂市竹原出張所</td><td>下呂市宮地288番地1</td><td>竹原地区一円</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	下呂市竹原出張所	下呂市宮地288番地1	竹原地区一円
名称	位置	所管区域											
下呂市竹原支所	下呂市宮地288番地1	竹原、中原及び上原地区一円											
名称	位置	所管区域											
下呂市竹原出張所	下呂市宮地288番地1	竹原地区一円											

(下呂市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 下呂市特別職報酬等審議会条例（平成16年下呂市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総務担当課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総務課</u>において処理する。</p>

(下呂市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正)

第4条 下呂市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成28年下呂市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p><u>(1) 次に掲げる特定社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。</u></p> <p>ア <u>下呂市禅昌寺歴史資料館</u></p> <p>イ <u>下呂市小坂郷土館</u></p> <p>ウ <u>下呂市小坂美術品展示館</u></p> <p>エ <u>下呂市下呂ふるさと歴史記念館</u></p> <p>オ <u>下呂市加藤素毛記念館</u></p> <p>カ <u>下呂市金山郷土館</u></p> <p>キ <u>下呂市馬瀬歴史民俗資料館</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>(4) 文化財の保護に関すること。</u></p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</u></p>

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

2 下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成22年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（縦覧場所及び期間）</p> <p>第4条 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>（1）下呂市役所 <u>農林環境部</u> 環境施設課</p> <p>（2）（略）</p>	<p>（縦覧場所及び期間）</p> <p>第4条 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>（1）下呂市役所 <u>環境部</u> 環境施設課</p> <p>（2）（略）</p>

改 正 後	改 正 前
2 (略)	2 (略)

(下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第176号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織)	(組織)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 法第14条の規定に基づき、水道事業等を管理者の権限に属する事務を処理させるため、 基盤整備部を置く。	2 法第14条の規定に基づき、水道事業等を管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>上下水道部</u> を置く。

(下呂市文化財保護条例の一部改正)

4 下呂市文化財保護条例（平成16年下呂市条例第169号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(財産権等の尊重及び他の公益との調整)	(財産権等の尊重及び他の公益との調整)
第3条 <u>市長</u> は、この条例の執行に当たっては、 関係者の所有権、その他の財産権を尊重する とともに、文化財の保護と他の公益との調整 に留意しなければならない。	第3条 <u>下呂市教育委員会</u> （以下「教育委員会」 という。）は、この条例の執行に当たっては、 関係者の所有権、その他の財産権を尊重する とともに、文化財の保護と他の公益との調整 に留意しなければならない。
(指定)	(指定)
第4条 <u>市長</u> は、市の区域内に所在する文化財 のうち、市にとって重要なものを、所有者又 は権原に基づく占有者の申請に基づき、又は その同意を得て、下呂市重要文化財（以下「市 重要文化財」という。）に指定することができる。 ただし、所有者又は権原に基づく占有 者が判明しない場合は、この限りでない。	第4条 <u>教育委員会</u> は、市の区域内に所在する 文化財のうち、市にとって重要なものを、所 有者又は権原に基づく占有者の申請に基 づき、又はその同意を得て、下呂市重要文化財 (以下「市重要文化財」という。)に指定す ることができる。ただし、所有者又は権原に に基づく占有者が判明しない場合は、この限 りでない。
2 <u>市長</u> は、前項の規定による指定をするとき は、その旨を公示するとともに、当該市重要	2 <u>教育委員会</u> は、前項の規定による指定をす るとときは、その旨を公示するとともに、当該

改 正 後	改 正 前
文化財の所有者に通知しなければならない。	市重要文化財の所有者に通知しなければならない。
3 (略)	3 (略)
4 <u>市長</u> は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。	4 <u>教育委員会</u> は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。
(解除)	(解除)
第5条 市重要文化財がその価値を失ったとき、又は市内に所在しなくなったときその他特別の事由があるときは、 <u>市長</u> はその指定を解除することができる。	第5条 市重要文化財がその価値を失ったとき、又は市内に所在しなくなったときその他特別の事由があるときは、 <u>教育委員会</u> はその指定を解除することができる。
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前項の場合には、 <u>市長</u> は、その旨を所有者に通知するものとする。	4 前項の場合には、 <u>教育委員会</u> は、その旨を所有者に通知するものとする。
5 市重要文化財の所有者は、第2項で準用する前条第2項の規定又は前項の規定による市重要文化財の解除の通知を受けたときは、速やかに、当該市重要文化財の指定書を <u>市長</u> に返付しなければならない。	5 市重要文化財の所有者は、第2項で準用する前条第2項の規定又は前項の規定による市重要文化財の解除の通知を受けたときは、速やかに、当該市重要文化財の指定書を <u>教育委員会</u> に返付しなければならない。
(管理又は修理に関する指示)	(管理又は修理に関する指示)
第6条 <u>市長</u> は、市重要文化財の所有者に対し、市重要文化財の管理又は修理に関し必要な指示をすることができる。	第6条 <u>教育委員会</u> は、市重要文化財の所有者に対し、市重要文化財の管理又は修理に関し必要な指示をすることができる。
(所有者の管理義務及び管理責任者)	(所有者の管理義務及び管理責任者)
第7条 市重要文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく <u>市長</u> の指示に従い、市重要文化財を管理しなければならない。	第7条 市重要文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく <u>教育委員会</u> の指示に従い、市重要文化財を管理しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)

改 正 後	改 正 前
(届出及び現状変更等の制限) 第8条 市重要文化財の所有者又は管理責任者は、次に掲げる場合には速やかに <u>市長</u> に届け出なければならない。 (1)～(5) (略) 2 所有者又は管理責任者は、市重要文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。	(届出及び現状変更等の制限) 第8条 市重要文化財の所有者又は管理責任者は、次に掲げる場合には速やかに <u>教育委員会</u> に届け出なければならない。 (1)～(5) (略) 2 所有者又は管理責任者は、市重要文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。
(補助) 第9条 市重要文化財の管理又は修理復旧につき、多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えないとき、その他特別の事情がある場合には、 <u>市長</u> は、所有者又は管理責任者の申請に基づき、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。 2 前項の補助金を交付する場合には、 <u>市長</u> はその補助の条件として管理又は修理に関し、必要な事項を指示することができる。	(補助) 第9条 市重要文化財の管理又は修理復旧につき、多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えないとき、その他特別の事情がある場合には、 <u>市</u> は、所有者又は管理責任者の申請に基づき、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。 2 前項の補助金を交付する場合には、 <u>教育委員会</u> はその補助の条件として管理又は修理に関し、必要な事項を指示することができる。
(公開) 第10条 <u>市長</u> は、市重要文化財の所有者又は管理責任者に対し、1か月以内の期限を限って、 <u>市長</u> の行う公開の用に供するため、当該市重要文化財の出品を勧告することができる。 2 <u>市長</u> は、前項の規定による出品のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。	(公開) 第10条 <u>教育委員会</u> は、市重要文化財の所有者又は管理責任者に対し、1か月以内の期限を限って、 <u>教育委員会</u> の行う公開の用に供するため、当該市重要文化財の出品を勧告することができる。 2 <u>市</u> は、前項の規定による出品のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、当該市重要文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</p>	<p>(報告)</p> <p>第11条 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、当該市重要文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</p>
<p>(指定)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、市の区域内に所在する無形文化財のうち市にとって重要なものを、下呂市重要無形文化財（以下「市重要無形文化財」）に指定することができる。</p>	<p>(指定)</p> <p>第12条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に所在する無形文化財のうち市にとって重要なものを、下呂市重要無形文化財（以下「市重要無形文化財」）に指定することができる。</p>
<p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による指定をする場合には、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体（市重要無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。）を認定しなければならない。</p>	<p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をする場合には、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体（市重要無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。）を認定しなければならない。</p>
<p>3 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定はその旨を公示するとともに、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知しなければならない。</p>	<p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定はその旨を公示するとともに、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知しなければならない。</p>
<p>4 <u>市長</u>は、第2項の規定による認定をしたときは、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。</p>	<p>4 <u>教育委員会</u>は、第2項の規定による認定をしたときは、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。</p>
<p>5 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定をした後においても当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体として、認定するに足りるものがあると認めるときにはその者を保持者又は保</p>	<p>5 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をした後においても当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体として、認定するに足りるものがあると認めるときにはその者を保持者</p>

改 正 後	改 正 前
持団体として追加認定することができる。 6 (略) (解除) 第13条 市重要無形文化財がその価値を失った場合、市内に所在しなくなった場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>市長</u> は、その指定を解除することができる。	又は保持団体として追加認定することができる。 6 (略) (解除) 第13条 市重要無形文化財がその価値を失った場合、市内に所在しなくなった場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、その指定を解除することができる。
2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>市長</u> は、その認定を解除することができる。	2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、その認定を解除することができる。
3・4 (略)	3・4 (略)・
5 前項の場合には、 <u>市長</u> はその旨を保持者又は保持団体に通知するものとする。	5 前項の場合には、 <u>教育委員会</u> はその旨を保持者又は保持団体に通知するものとする。
6 市重要無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者は、第3項で準用する前条第3項の規定又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、当該市重要無形文化財の認定書を <u>市長</u> に返付しなければならない。	6 市重要無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者は、第3項で準用する前条第3項の規定又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、当該市重要無形文化財の認定書を <u>教育委員会</u> に返付しなければならない。
7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。次条において同じ。）は当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、 <u>市長</u> は、その旨を公示しなければならない。	7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。次条において同じ。）は当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、 <u>教育委員会</u> は、その旨を公示しなければならない。

改 正 後	改 正 前
(保持者の氏名変更等)  第14条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を <u>市長</u> に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、市重要無形文化財を保持する者である構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。	(保持者の氏名変更等)  第14条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を <u>教育委員会</u> に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、市重要無形文化財を保持する者である構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。
(補助)  第15条 <u>市長</u> は、市重要無形文化財の保護に関し、保持者又は保持団体の申請に基づきその経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で補助金を交付することができる。	(補助)  第15条 <u>市</u> は、市重要無形文化財の保護に関し、保持者又は保持団体の申請に基づきその経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で補助金を交付することができる。
(公開)  第16条 <u>市長</u> は、市重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該市重要無形文化財を公開することを勧告することができる。  2 <u>市長</u> は、前項の規定による公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。	(公開)  第16条 <u>教育委員会</u> は、市重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該市重要無形文化財を公開することを勧告することができる。  2 <u>市</u> は、前項の規定による公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。
(記録作成)  第17条 <u>市長</u> は、市の区域内に存する無形文化財のうち、市にとって重要なものの保存のため必要があるときは、自ら記録の作成をすることができる。	(記録作成)  第17条 <u>教育委員会</u> は、市の区域内に存する無形文化財のうち、市にとって重要なものの保存のため必要があるときは、自ら記録の作成をすることができる。

改 正 後	改 正 前
(指定)  第18条 <u>市長</u> は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを、所有者又は権原に基づく占有者の申請に基づき又はその同意を得て、下呂市重要有形民俗文化財（以下「市重要有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを下呂市重要無形民俗文化財（以下「市重要無形民俗文化財」という。）に指定することができる。  2 前項の規定による市重要有形民俗文化財の指定をするときは、 <u>市長</u> はその旨を公示するとともに、当該有形民俗文化財の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。  3 (略)  4 <u>市長</u> は、第1項の規定による市重要有形民俗文化財の指定をしたときは、当該市重要有形民俗文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。  5 (略)	(指定)  第18条 <u>教育委員会</u> は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを、所有者又は権原に基づく占有者の申請に基づき又はその同意を得て、下呂市重要有形民俗文化財（以下「市重要有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを下呂市重要無形民俗文化財（以下「市重要無形民俗文化財」という。）に指定することができる。  2 前項の規定による市重要有形民俗文化財の指定をするときは、 <u>教育委員会</u> はその旨を公示するとともに、当該有形民俗文化財の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。  3 (略)  4 <u>教育委員会</u> は、第1項の規定による市重要有形民俗文化財の指定をしたときは、当該市重要有形民俗文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。  5 (略)
(解除)  第19条 市重要有形民俗文化財又は市重要無形民俗文化財がその価値を失った場合、市内に所在しなくなった場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>市長</u> は、その指定を解除することができる。  2～5 (略)	(解除)  第19条 市重要有形民俗文化財又は市重要無形民俗文化財がその価値を失った場合、市内に所在しなくなった場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、その指定を解除することができる。  2～5 (略)

改 正 後	改 正 前
(市重要有形民俗文化財の保護)  第20条 市重要有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を <u>市長</u> に届け出なければならない。  2 <u>市長</u> は、市重要有形民俗文化財の保護上必要があると認められるときは、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し、必要な指示をすることができる。  (指定)  第22条 <u>市長</u> は、 <u>市の区域内</u> に所在する記念物のうち市にとって重要なものを所有者又は権原に基づく占有者の申請に基づき又はその同意を得て、下呂市史跡、下呂市名勝又は下呂市天然記念物（以下「市記念物」と総称する。）に指定することができる。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。  2 <u>市長</u> は、前項の規定による指定をするときは、その旨を公示するとともに、当該市記念物の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。  3 (略)  4 <u>市長</u> は、第1項の規定による市記念物の指定をしたときは、当該市記念物の所有者に指定書を交付しなければならない。  (解除)  第23条 市記念物がその価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>市長</u> は、その	(市重要有形民俗文化財の保護)  第20条 市重要有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を <u>教育委員会</u> に届け出なければならない。  2 <u>教育委員会</u> は、市重要有形民俗文化財の保護上必要があると認められるときは、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し、必要な指示をすることができる。  (指定)  第22条 <u>教育委員会</u> は <u>市の区域内</u> に所在する記念物のうち市にとって重要なものを所有者又は権原に基づく占有者の申請に基づき又はその同意を得て、下呂市史跡、下呂市名勝又は下呂市天然記念物（以下「市記念物」と総称する。）に指定することができる。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。  2 <u>教育委員会</u> は、前項の規定による指定をするときは、その旨を公示するとともに、当該市記念物の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。  3 (略)  4 <u>教育委員会</u> は、第1項の規定による市記念物の指定をしたときは、当該市記念物の所有者に指定書を交付しなければならない。  (解除)  第23条 市記念物がその価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、

改 正 後	改 正 前
<p>指定を解除することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(土地異動の届出)</p> <p>第25条 市記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者又は管理責任者は、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>その指定を解除することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(土地異動の届出)</p> <p>第25条 市記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者又は管理責任者は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p>
<p>(登録)</p> <p>第26条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する文化財（この条例の規定により指定された文化財を除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該文化財の所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）若しくは当該文化財の保持者、保持団体、技芸者又は技芸団体（以下この章において「保持者等」という。）の申請に基づき、又はその同意を得て下呂市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録することができる。</p>	<p>(登録)</p> <p>第26条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する文化財（この条例の規定により指定された文化財を除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該文化財の所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）若しくは当該文化財の保持者、保持団体、技芸者又は技芸団体（以下この章において「保持者等」という。）の申請に基づき、又はその同意を得て下呂市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録することができる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項の規定による登録をするときは、その旨を公示するとともに、所有者等又は保持者等に通知しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による登録をするときは、その旨を公示するとともに、所有者等又は保持者等に通知しなければならない。</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 <u>市長</u>は、第1項の規定による市登録文化財の登録をしたときは、所有者等又は保持者等に登録証を交付しなければならない。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による市登録文化財の登録をしたときは、所有者等又は保持者等に登録証を交付しなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
(登録抹消)  第27条 市登録文化財がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合、市内に所在しなくなった場合、その他特別な事由があるときは、 <u>市長</u> は、その登録を抹消することができる。  2 市登録文化財の保持者等が心身の故障のため保持者又は技芸者として適当でなくなったと認められる場合、構成員の異動のため保持団体又は技芸団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>市長</u> は、その登録を抹消することができる。	(登録抹消)  第27条 市登録文化財がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合、市内に所在しなくなった場合、その他特別な事由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、その登録を抹消することができる。  2 市登録文化財の保持者等が心身の故障のため保持者又は技芸者として適当でなくなったと認められる場合、構成員の異動のため保持団体又は技芸団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、その登録を抹消することができる。
(設置)  第28条 <u>市長</u> の附属機関として、下呂市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。	(設置)  第28条 <u>教育委員会</u> の附属機関として、下呂市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。
(所掌事務)  第29条 審議会は、 <u>市長</u> の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的技術的事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し、必要と認める事項を <u>市長</u> に建議する。	(所掌事務)  第29条 審議会は、 <u>教育委員会</u> の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的技術的事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し、必要と認める事項を <u>教育委員会</u> に建議する。
(審議会への諮問)  第30条 <u>市長</u> は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。	(審議会への諮問)  第30条 <u>教育委員会</u> は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

改 正 後	改 正 前
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(組織)	(組織)
第31条 (略)	第31条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから <u>市長</u> が委嘱する。	3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから <u>教育委員会</u> が委嘱する。
4・5 (略)	4・5 (略)
(委任)	(委任)
第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。

(下呂市禪昌寺歴史資料館条例の一部改正)

5 下呂市禪昌寺歴史資料館条例（平成16年下呂市条例第170号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休館日)	(休館日)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	2 <u>下呂市教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」といふ。）は必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
(開館時間)	(開館時間)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は入館を制限することができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は入館を制限することができる。
(入館の許可)	(入館の許可)
第5条 資料館に入館する者は、 <u>事前に市長</u> の許可を受けなければならない。	第5条 資料館に入館する者は <u>事前に教育委員会</u> の許可を受けなければならない。

改 正 後	改 正 前
<p>(損害の賠償)</p> <p>第8条 観覧者及び資料を利用する者が故意又は過失によって、施設設備品又は展示品を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、<u>市長</u>の定めるところにより、その損害を賠償させることができる。</p>	<p>(損害の賠償)</p> <p>第8条 観覧者及び資料を利用する者が故意又は過失によって、施設設備品又は展示品を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、<u>教育委員会</u>の定めるところにより、その損害を賠償させることができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

(下呂市小坂郷土館条例の一部改正)

6 下呂市小坂郷土館条例（平成16年下呂市条例第171号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>下呂市教育委員会</u>が定める。</p>

(下呂市小坂美術品展示館条例の一部改正)

7 下呂市小坂美術品展示館条例（平成18年下呂市条例第67号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休館日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p>
<p>(開館時間)</p> <p>第6条 展示館の開館時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、<u>市長</u>が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第6条 展示館の開館時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(入館の制限)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し又は、退館させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(入館の制限)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し又は、退館させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

(下呂市下呂ふるさと歴史記念館条例の一部改正)

8 下呂市下呂ふるさと歴史記念館条例（平成16年下呂市条例第172号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業)</p> <p>第3条 記念館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他市長</u>が必要と認める事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 記念館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他、教育委員会</u>が必要と認める事業</p>
<p>(休館日)</p> <p>第4条 記念館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他市長</u>が特に必要と認める日</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 記念館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他教育委員会</u>が特に必要と認める日</p>
<p>(使用時間)</p> <p>第5条 記念館の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第5条 記念館の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>下呂市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更すること</p>

改 正 後	改 正 前
	ができる。
(入館料等)	(入館料等)
第6条 記念館への入館は、原則として無料とする。ただし、特別展等においては、 <u>市長</u> がその都度定める額の入館料を徴収することができる。	第6条 記念館への入館は、原則として無料とする。ただし、特別展等においては、 <u>教育委員会</u> がその都度定める額の入館料を徴収することができる。
2 (略)	2 (略)
	(損害の賠償)
第9条 観覧者及び資料を利用する者が自己の責によって、施設設備品又は資料を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、 <u>市長</u> の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。	第9条 観覧者及び資料を利用する者が自己の責によって、施設設備品又は資料を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、 <u>教育委員会</u> の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。
	(委任)
第10条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	第10条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は <u>教育委員会</u> が定める。

(下呂市金山郷土館条例の一部改正)

9 下呂市金山郷土館条例（平成16年下呂市条例第173号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休館日)	(休館日)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 <u>市長</u> は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	2 <u>下呂市教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
	(開館時間)
第5条 郷土館の開館時間は、午前8時30分か	第5条 郷土館の開館時間は、午前8時30分か

改 正 後	改 正 前
ら午後5時15分までとする。ただし、 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。	ら午後5時15分までとする。ただし、 <u>教育委員会</u> は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。
(委任)	(委任)
第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。

(下呂市加藤素毛記念館条例の一部改正)

10 下呂市加藤素毛記念館条例（平成16年下呂市条例第174号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用時間) 第5条 記念館の使用時間（使用時間には、その準備及び後始末に要する時間を含む。）は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、 <u>市長</u> が必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。	(使用時間) 第5条 記念館の使用時間（使用時間には、その準備及び後始末に要する時間を含む。）は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、 <u>下呂市教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）が必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。
(使用期間) 第6条 記念館の使用期間は、連続して3日を超えることはできない。ただし、 <u>市長</u> が必要と認めたときは、使用期間を変更することができる。	(使用期間) 第6条 記念館の使用期間は、連続して3日を超えることはできない。ただし、 <u>教育委員会</u> が必要と認めたときは、使用期間を変更することができる。
(使用の許可) 第7条 記念館を使用できる者は、 <u>市長</u> が認める団体等とする。 2 前項に規定する団体等は、記念館を使用しようとするときは、あらかじめ <u>市長</u> の許可を受けなければならない。 3 <u>市長</u> は、記念館の管理上必要があると認め	(使用の許可) 第7条 記念館を使用できる者は、 <u>教育委員会</u> が認める団体等とする。 2 前項に規定する団体等は、記念館を使用しようとするときは、あらかじめ <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。 3 <u>教育委員会</u> は、記念館の管理上必要がある

改 正 後	改 正 前
<p>るときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>4 <u>市長</u>は、次のいずれかに該当するときは、記念館の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、前条第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、記念館の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(特別設備)</p> <p>第9条 使用者は、記念館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号のほか、<u>市長</u>が指示する事項</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 使用者又は入館者が、自らの責めに帰すべき事由により記念館を損傷し、滅失したときは、<u>市長</u>の指示に従い、その損害を賠償</p>	<p>と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、次のいずれかに該当するときは、記念館の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、前条第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、記念館の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(特別設備)</p> <p>第9条 使用者は、記念館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号のほか、<u>教育委員会</u>が指示する事項</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 使用者又は入館者が、自らの責めに帰すべき事由により記念館を損傷し、滅失したときは、<u>教育委員会</u>の指示に従い、その損害</p>

改 正 後	改 正 前
しなければならない。	を賠償しなければならない。
(委任)	(委任)
第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。

(下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例の一部改正)

11 下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例（平成16年下呂市条例第175号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休館日)	(休館日)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 <u>市長</u> は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	2 <u>下呂市教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」 <u>とい</u> う。）は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
(開館時間)	(開館時間)
第4条 資料館の開館時間は、午前9時30分から午後4時までとする。ただし、 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。	第4条 資料館の開館時間は、午前9時30分から午後4時までとする。ただし、 <u>教育委員会</u> は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。
(入館の許可)	(入館の許可)
第5条 資料館に入館しようとする者は、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。	第5条 資料館に入館しようとする者は、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。
2 (略)	2 (略)
(委任)	(委任)
第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。

## 【参考資料】

### 下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

第三次総合計画の効果的な推進を図るための組織再編を行うことに伴い、当該条例を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 市長の権限に属する事務を分掌する内部組織を改正します。  
(第 1 条の改正中第 1 条関係)
- (2) 各部で行う分掌事務を改正します。  
(第 1 条の改正中第 2 条関係)
- (3) 出張所の名称を「竹原支所」に改正します。  
(第 2 条の改正中別表第 2 関係)
- (4) 庶務担当課を組織再編に対応できるよう改正します。  
(第 3 条の改正中第 6 条関係)
- (5) 市長が管理し、執行する教育に関する事務を改正します。  
(第 4 条の改正中本則関係)
- (6) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。  
(附則第 1 項関係)
- (7) この条例の改正に伴い、関係する条例を改正します。  
(附則第 2 項から第 11 項関係)

議第 119 号

## 下呂市表彰条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山内 登

### 提案理由

下呂市における表彰の実施に関し、特別名誉市民及び市民栄誉賞の表彰区分を新設し、表彰区分ごとに制定されている条例を統一して、表彰の体系化を図るため、当該条例を制定するもの。

## 下呂市表彰条例

### (目的)

第1条 この条例は、社会文化の興隆に功績があった者や、本市の発展振興に貢献し、その功労顕著な者及び善行卓絶にして市民の模範となる者の功績をたたえ、これを表彰することを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特別名誉市民
- (2) 名誉市民
- (3) 功労者
- (4) 功績者
- (5) 善行者
- (6) 市民栄誉賞
- (7) その他の表彰

### (表彰審議会)

第3条 表彰の対象となる者の選考等について審議するため、市長の附属機関として、下呂市表彰審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の委員は12人以内とし、次に掲げる者について、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 副市長
- (3) 教育長

3 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、委員の再任は妨げない。

### (特別名誉市民)

第4条 市長は、公共の福祉の増進又は学術若しくは技芸の発展に寄与し、よって社会・文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で、市民が郷土の誇りとして等しく尊敬する本市に縁の深い者につき、審議会に諮り、議会の同意を得て、特別名誉市民の称号を贈る。

### (名誉市民)

第5条 市長は、下呂市民として公共の福祉の増進又は学術若しくは技芸の発展に寄与し、よって社会・文化の興隆に貢献し、功績が卓絶であった者につき、審議会に諮り、議会の同意を得て、名誉市民の称号を贈る。

### (功労者)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、その功労が特に顕著である市民又は市民であった者につき、審議会に諮り、議会の同意を得て、功労者として表彰する。

- (1) 地方自治の振興に貢献した者
- (2) 社会福祉の向上に貢献した者
- (3) 保健衛生の向上に貢献した者
- (4) 産業経済の開発興隆に貢献した者
- (5) 労働福祉の向上に貢献した者
- (6) 教育、文化、スポーツ又は科学技術の振興に貢献した者
- (7) 住民生活の推進又は民生安定に貢献した者
- (8) 前各号に掲げる者のか、功労者として表彰に値すると認められる者

(功績者)

第7条 市長は、前条の各号のいずれかに該当する者で、その功績が顕著であると認められる市民又は市民であった者につき、審議会に諮り、功績者として表彰する。

(善行者)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、その善行が特に顕著であると認められる個人又は団体等（以下「善行者」という。）につき、審議会に諮り、善行者として表彰する。

- (1) 自己の危険を顧みず、災害の防止又は人命の救助にあたった者
- (2) 社会奉仕等の行為により、市民の模範となる者
- (3) 公益のため私財を寄付し、善行者として市民の模範となる者
- (4) 前各号に掲げる者のか、善行者として表彰に値すると認められる者

(市民栄誉賞)

第9条 市長は、産業、経済、スポーツ、文化その他の分野において輝かしい業績があると認められる市民若しくは市民であった者又は本市に縁の深い個人、団体等につき、審議会に諮り、市民栄誉賞を授与することができる。

(その他の表彰)

第10条 市長は、自発的な社会貢献活動及び公益に寄与する活動等であると認められる個人及び団体につき、感謝状を贈呈する。

(表彰の時期)

第11条 特別名誉市民及び名誉市民（以下「名誉市民等」という）並びに市民栄誉賞の表彰については、隨時行う。

2 功労者、功績者及び善行者の表彰（次条において「功労者表彰等」という）については、毎年市長が別に定める日に行う。

(礼遇及び特典)

第12条 市長は、名誉市民等の対象となる者は、次に掲げる礼遇及び特典を与えることができる。

(1) 市の公の式典への参列

(2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が議会の同意を得て定める礼遇及び特典

(顕彰)

第13条 市長は、名誉市民等の対象となる者に名誉市民章及び記念品を贈ると共にその事績を告示し、これを顕彰する。

(表彰の方法)

第14条 功労者表彰等及び市民栄誉賞の表彰の対象となる者には、表彰状及び記念品を贈呈して表彰する。

(表彰の取消し)

第15条 市長は、表彰を受けた者が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失い、被表彰者として不適当と認めたときは、審議会に諮り、議会の同意を得て、表彰を取消すものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関して、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員の項～行政不服審査会委員の部（略）	6,000円	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例）	6,000円	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例）	

改 正 後				改 正 前			
		第51号) における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1 その他の区分を適用する。				第51号) における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1 その他の区分を適用する。	
公務災害補償等認定委員会委員の項～地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者たち、前各号に該当しないものの項（略）				公務災害補償等認定委員会委員の項～地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者たち、前各号に該当しないものの項（略）			

(下呂市名誉市民条例及び下呂市功労者等表彰条例の廃止)

3 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 下呂市名誉市民条例（平成16年下呂市条例第196号）

(2) 下呂市功労者等表彰条例（平成17年下呂市条例第58号）

(下呂市名誉市民条例及び下呂市功労者等表彰条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際、前項の規定により廃止となった条例の規定に基づき、下呂市名誉市民の称号を得た者並びに下呂市功労者の被表彰者として議会の同意を得た者については、この条

例に基づく被表彰者の対象者としない。

5 この条例の施行の際、改正附則第3項の規定により廃止となった条例の規定に基づき、下呂市名誉市民の称号を得た者並びに下呂市功労者の被表彰者として議会の同意を得た者については、下呂市名誉市民条例第6条並びに下呂市功労者等表彰条例第9条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。

## 【参考資料】

### 下呂市表彰条例要綱

#### 1. 制定理由

下呂市における表彰の実施に関し、特別名誉市民と市民栄誉賞を新設し、表彰区分ごとに制定されている複数の条例を一本化し、表彰の体系化を図るため、当該条例を制定するものです。

#### 2. 概要

(1) 社会文化の興隆や、本市の発展振興に対する功労や功績が顕著であった者を表彰することを目的とします。

(第1条関係)

(2) 名誉市民や功労者など、表彰の種類を規定します。

(第2条関係)

(3) 被表彰者の選考等を審議する表彰審議会を設置し、その審議会の委員は12名以内とし、任期は1年とします。

(第3条関係)

(4) 特別名誉市民の対象となる者を定め、特別名誉市民の称号を贈ることとします。

(第4条関係)

(5) 名誉市民の対象となる者を定め、名誉市民の称号を贈ることとします。

(第5条関係)

(6) 功労者の対象となる者を定め、功労者として表彰することとします。

(第6条関係)

(7) 功績者の対象となる者を定め、功績者として表彰することとします。

(第7条関係)

(8) 善行者の対象となる者を定め、善行者として表彰することとします。

(第8条関係)

(9) 市民栄誉賞の対象となる者を定め、市民栄誉賞を授与することとします。

(第9条関係)

(10) 自発的な社会貢献活動及び公益に寄与する活動等であると認められる個人及び

団体に感謝状を贈呈することができることとします。

(第 10 条関係)

(11) 特別名誉市民、名誉市民（以下「名誉市民等」といいます）及び市民栄誉賞の表彰は隨時行い、功労者、功績者及び善行者（以下「功労者等」といいます）の表彰は、毎年市長が別に定める日に行うこととします。

(第 11 条関係)

(12) 名誉市民等には、市の公の式典参列などの礼遇や特典を与えることができることとします。

(第 12 条関係)

(13) 名誉市民等の対象となる者には、名誉市民章及び記念品を贈り、その事績を告示し、顕彰することとします。

(第 13 条関係)

(14) 功労者等及び市民栄誉賞の対象となる者には、表彰状及び記念品を贈呈して表彰することとします。

(第 14 条関係)

(15) 表彰を受けた者が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失い、被表彰者として不適当と認めたときは、表彰を取り消すこととします。

(第 15 条関係)

(16) この条例の施行に関して、必要な事項は市長が定めます。

(第 16 条関係)

(17) この条例は、公布の日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(18) 功労者等表彰審議会委員を表彰審議会委員に名称変更するため、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 44 号）の一部を改正します。

(附則第 2 項関係)

(17) 下呂市名誉市民条例（平成 16 年条例第 196 号）及び下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年条例第 58 号）は廃止します。

(附則第 3 項関係)

(18) 前条に規定する条例廃止の経過措置として、廃止する条例の規定により既に被表彰者として議会の同意を得た者は、この条例で改めて被表彰者として審議する

ことなく被表彰者として取り扱うこととし、廃止する条例の規定による功労者の待遇や表彰の取消しに係る規定は、なおその効力を有することとします。

（附則第4項、附則第5項関係）

議第 120 号

下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

下呂市御嶽山五の池小屋の利用料金の一部を改定するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例

下呂市御嶽山五の池小屋条例（平成17年下呂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																						
(利用料)	(利用料)																																																						
第12条 (略)	第12条 (略)																																																						
2・3 (略)	2・3 (略)																																																						
4 <u>既に</u> 徴収した利用料は、還付しない。ただし、利用者の責によらない事由により利用することができないとき、又は指定管理者が特別に事由があると認めたときは、この限りでない。	4 <u>すでに</u> 徴収した利用料は、還付しない。ただし、利用者の責によらない事由により利用することができないとき、又は指定管理者が特別に事由があると認めたときは、この限りでない。																																																						
(損害賠償)	(損害賠償)																																																						
第15条 利用者が、自己の責任に帰すべき理由により施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、 <u>又は免除することができる。</u>	第15条 利用者が、自己の責任に帰すべき理由により施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し <u>又は免除できる。</u>																																																						
別表（第12条関係）	別表（第12条関係）																																																						
利用料 下呂市御嶽山五の池小屋	利用料 下呂市御嶽山五の池小屋																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">利用料金</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>上限</th> <th>下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊（1泊2食）</td> <td>1回</td> <td><u>20,000円</u></td> <td>7,000円</td> <td>大人（中学生以上）</td> </tr> <tr> <td>宿泊（1泊2食）</td> <td>1回</td> <td><u>16,000円</u></td> <td>5,000円</td> <td>小人（小学生以下）</td> </tr> <tr> <td>宿泊（1泊1食）</td> <td>1回</td> <td><u>18,000円</u></td> <td>6,000円</td> <td>大人（中学生以上）</td> </tr> <tr> <td>宿泊（1泊1食）</td> <td>1回</td> <td><u>14,000円</u></td> <td>4,000円</td> <td>小人（小学生以下）</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	単位	利用料金		備考	上限	下限	宿泊（1泊2食）	1回	<u>20,000円</u>	7,000円	大人（中学生以上）	宿泊（1泊2食）	1回	<u>16,000円</u>	5,000円	小人（小学生以下）	宿泊（1泊1食）	1回	<u>18,000円</u>	6,000円	大人（中学生以上）	宿泊（1泊1食）	1回	<u>14,000円</u>	4,000円	小人（小学生以下）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">利用料金</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>上限</th> <th>下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊（1泊2食）</td> <td>1回</td> <td><u>15,000円</u></td> <td>7,000円</td> <td>大人（中学生以上）</td> </tr> <tr> <td>宿泊（1泊2食）</td> <td>1回</td> <td><u>12,000円</u></td> <td>5,000円</td> <td>小人（小学生以下）</td> </tr> <tr> <td>宿泊（1泊1食）</td> <td>1回</td> <td><u>13,000円</u></td> <td>6,000円</td> <td>大人（中学生以上）</td> </tr> <tr> <td>宿泊（1泊1食）</td> <td>1回</td> <td><u>10,500円</u></td> <td>4,000円</td> <td>小人（小学生以下）</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	単位	利用料金		備考	上限	下限	宿泊（1泊2食）	1回	<u>15,000円</u>	7,000円	大人（中学生以上）	宿泊（1泊2食）	1回	<u>12,000円</u>	5,000円	小人（小学生以下）	宿泊（1泊1食）	1回	<u>13,000円</u>	6,000円	大人（中学生以上）	宿泊（1泊1食）	1回	<u>10,500円</u>	4,000円	小人（小学生以下）
利用区分			単位	利用料金		備考																																																	
	上限	下限																																																					
宿泊（1泊2食）	1回	<u>20,000円</u>	7,000円	大人（中学生以上）																																																			
宿泊（1泊2食）	1回	<u>16,000円</u>	5,000円	小人（小学生以下）																																																			
宿泊（1泊1食）	1回	<u>18,000円</u>	6,000円	大人（中学生以上）																																																			
宿泊（1泊1食）	1回	<u>14,000円</u>	4,000円	小人（小学生以下）																																																			
利用区分	単位	利用料金		備考																																																			
		上限	下限																																																				
宿泊（1泊2食）	1回	<u>15,000円</u>	7,000円	大人（中学生以上）																																																			
宿泊（1泊2食）	1回	<u>12,000円</u>	5,000円	小人（小学生以下）																																																			
宿泊（1泊1食）	1回	<u>13,000円</u>	6,000円	大人（中学生以上）																																																			
宿泊（1泊1食）	1回	<u>10,500円</u>	4,000円	小人（小学生以下）																																																			

改 正 後					改 正 前				
素泊まり 回	1	<u>14,0</u> <u>00円</u>	4,00 0円	大人（中学 生以上）	素泊まり 回	1	<u>10,5</u> <u>00円</u>	4,00 0円	大人（中学 生以上）
	1	<u>13,0</u> <u>00円</u>	2,00 0円	小人（小学 生以下）		1	<u>10,0</u> <u>00円</u>	2,00 0円	小人（小学 生以下）

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

## 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

下呂市御嶽山五の池小屋の利用料金の一部を改定するため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 利用料金(上限)を次のとおり改定します。

利用区分	利用料金 (上限)	
	改正前	改正後
宿泊（1泊2食）中学生以上	15,000円	20,000円
宿泊（1泊2食）小学生以下	12,000円	16,000円
宿泊（1泊1食）中学生以上	13,000円	18,000円
宿泊（1泊1食）小学生以下	10,500円	14,000円
素泊まり 中学生以上	10,500円	14,000円
素泊まり 小学生以下	10,000円	13,000円

(別表関係)

(2) その他、所要の修正を行います。

(第12条第4項、第15条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 121 号

## 児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例について

児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山内 登

### 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）の公布に伴い、関係条例の一部を改正するもの。

## 児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例

(下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号</u>（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもたちの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもたちの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の公布に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

（1） 児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が追加されたため、条例で同条を引用している「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改正します。

（第1条による改正中第25条、第2条による改正中第12条、第3条による改正中  
第12条関係）

（2） この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）

議第 122 号

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 82 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

# 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年下呂市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前				
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査</u> (母子保健法(昭和40年法律第141号) <u>第12条又は第13条に規定する健康診査</u> をいう。 <u>同表において同じ。</u> ) (以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u>	(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u> の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、 <u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>				
<table border="1"><tr><td><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr><tr><td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr></table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				
3・4 (略)	3・4 (略)				

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 家庭的保育事業者等は、乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが、利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができることとします。

(第17条第2項関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 123 号

下呂市觀光交流センター条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市觀光交流センターの名称及び管理運営方法を変更するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例

下呂市観光交流センター条例（令和3年下呂市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前								
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>湯めぐり館</td><td>下呂市森1075番地 1</td></tr></table>	名称	位置	湯めぐり館	下呂市森1075番地 1	(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>下呂市観光交流セ ンター</td><td>下呂市森1075番地 1</td></tr></table>	名称	位置	下呂市観光交流セ ンター	下呂市森1075番地 1
名称	位置								
湯めぐり館	下呂市森1075番地 1								
名称	位置								
下呂市観光交流セ ンター	下呂市森1075番地 1								
(事業) 第4条 施設が行う事業は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 商工及び物産振興に関すること。</u> <u>(4) (略)</u>	(事業) 第4条 施設が行う事業は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) (略)</u>								
<u>(職員)</u> 第5条 施設に必要な職員を置く。	<u>(指定管理者による管理)</u> 第5条 市長は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理を行わせるものとする。								
	<u>(指定管理者の指定の手続等)</u> 第6条 指定管理者の指定の手続等について は、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定 手続等に関する条例（平成17年下呂市条例第 32号）の定めるところによる。								
	<u>(指定管理者が行う業務)</u> 第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。 <u>(1) 施設の維持管理に関する業務</u>								

改 正 後	改 正 前
	<p>(2) 第4条に規定する事業に関する業務</p> <p>(3) 施設の利用許可、取消し、制限及び停止に関する業務</p> <p>(4) 施設の利用に係る料金の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務</p> <p><u>(指定管理者の責務)</u></p> <p><u>第8条 指定管理者は、施設の目的に沿った事業を運営する責務を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、施設に関する業務を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p>
<u>(開館時間)</u>	<u>(利用時間)</u>
<u>第6条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、これを変更することができる。</u>	<u>第9条 施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u>
<u>(休館日)</u>	<u>(休館日)</u>
<u>第7条 施設の休館日は、設けない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。</u>	<u>第10条 施設の休館日は、設けない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を設けることができる。</u>
<u>(入館者の遵守事項)</u>	<u>(利用の許可等)</u>

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 施設を利用する者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p>第11条 第3条第1号に規定する地域交流室、若しくは付属施設等を占用して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。</p>
<p>（1）施設又は附属設備を損傷しないこと。</p>	
<p>（2）所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。</p>	
<p>（3）他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。</p>	
<p>（4）前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。</p>	
	<p>2 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。</p>
	<p>3 指定管理者は、施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可してはならない。</p>
	<p>（1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p>
	<p>（2）施設に損害を与えるおそれがあると認めるとき。</p>
	<p>（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p>
	<p>（4）施設の管理上支障があると認めるとき。</p>
	<p>（5）前各号に掲げるもののほか、施設を利</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>用させることが適当でないと認められるとき。</u></p>
<p><u>(利用の禁止又は退館)</u></p>	<p><u>(利用許可の取消し等)</u></p>
<p><u>第9条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、施設の利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。</u></p>	<p><u>第12条 指定管理者は、前条第1項の規定により施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとときは、利用の許可を取消し、又は許可の条件を変更し、若しくは利用を停止させることができる。</u></p>
<p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	<p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) <u>詐欺その他の不正な行為により利用の許可を受けたとき。</u></p>
<p>(3) <u>その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。</u></p>	<p>(3) <u>許可を受けた目的以外に利用することが明らかになったとき。</u></p> <p>(4) <u>災害その他不可抗力により、会館等が利用できなくなったとき。</u></p> <p>(5) <u>その他、指定管理者が管理上特に必要と認めるとき。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、利用者が前項の处分によつて損害を受けることがあっても、その補償の責は負わない。</u></p>
	<p><u>(利用権の譲渡等の禁止)</u></p>
	<p><u>第13条 利用者は、施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p>
	<p><u>(利用料)</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>第14条 利用者は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料（以下「利用料」という。）を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料は、指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(利用料の減免)</p> <p><u>第15条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料を減免することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(特別の設備)</p> <p><u>第16条 利用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持込んで利用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならぬ。</u></p> <p style="text-align: center;">(原状回復の義務)</p> <p><u>第17条 利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。また、利用を取消され、停止されたときも同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p><u>第18条 利用者及び施設の入館者が、自己の責任に帰すべき理由により施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し又は免除できる。</u></p>

改 正 後	改 正 前								
<p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p><u>別表 (第14条関係)</u></p> <p><u>基本利用料金</u></p> <p><u>利用区分</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>利用区分</u></th><th><u>利用料</u></th></tr> <tr> <th><u>施設の区分</u></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>地域交流室</u></td><td><u>1時間当たり上限</u> <u>1,210円</u></td></tr> <tr> <td><u>附属施設等</u></td><td><u>規則で定める。</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、</u> <u>その端数を1時間とする。</u></p>	<u>利用区分</u>	<u>利用料</u>	<u>施設の区分</u>		<u>地域交流室</u>	<u>1時間当たり上限</u> <u>1,210円</u>	<u>附属施設等</u>	<u>規則で定める。</u>
<u>利用区分</u>	<u>利用料</u>								
<u>施設の区分</u>									
<u>地域交流室</u>	<u>1時間当たり上限</u> <u>1,210円</u>								
<u>附属施設等</u>	<u>規則で定める。</u>								

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

## 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

下呂市観光交流センターの名称及び管理運営方法を変更するため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 施設名を湯めぐり館に改めます。

(第 2 条関係)

(2) 施設が行う事業に、商工及び物産振興に関することを追加します。

(第 4 条関係)

(3) 指定管理者に関する項目、施設の利用に関する項目を削除します。

(第 5 条～第 10 条関係)

(4) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)

議第 124 号

下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂温泉合掌村の施設に変更が生じたため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例

下呂市下呂温泉合掌村条例（平成16年下呂市条例第109号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
名称	位置	摘要	名称	位置	摘要
下呂温泉合掌村の森	合掌の里の項 下呂市森2312番地4外	民家1棟、蔵1棟、水車小屋1棟、階段棟1棟、休憩所2棟、滑り台2基、その他付属設備	下呂温泉合掌村の森	合掌の里の項 下呂市森2312番地4外	事務所1棟、民家1棟、蔵1棟、水車小屋1棟、階段棟1棟、休憩所2棟、滑り台2基、その他付属設備

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

下呂温泉合掌村の施設に変更が生じたため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 歳時記の森の「事務所 1 棟」を削除します。

(別表第 1 関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 125 号

## 下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改 正する条例について

下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例を、別紙のと  
おり定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山内 登

### 提案理由

災害その他非常の場合にあって、給水装置工事又は排水設備工事に係る指定工事事業者等の確保が困難と判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事等の適正な実施を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例

(下呂市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 下呂市水道事業給水条例（平成16年下呂市条例第177号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2～4 (略)	(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。
2～4 (略)	2～4 (略)

(下呂市下水道条例の一部改正)

第2条 下呂市下水道条例（平成16年下呂市条例第138号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(排水設備等の工事の実施) 第10条 排水設備等の新設等の工事（水道事業等管理規程で定める軽微な工事を除く。）は、水道事業等管理規程で定めるところにより、管理者が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者（以下「工事指定店」という。）でなければ行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限り</u>	(排水設備等の工事の実施) 第10条 排水設備等の新設等の工事（水道事業等管理規程で定める軽微な工事を除く。）は、水道事業等管理規程で定めるところにより、管理者が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者（以下「工事指定店」という。）でなければ行ってはならない。

改 正 後	改 正 前
<u>でない。</u> 2 (略)	2 (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

災害その他非常の場合にあって、給水装置工事又は排水設備工事に係る指定工事事業者等の確保が困難と判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事等の適正な実施を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 災害その他非常の場合においては、他市町村の指定工事事業者が工事を実施で  
きるものとします。

(第1条の改正中第8条、第2条の改正中第10条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 126 号

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の  
一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市消防団の団員数の減少に伴い、当該条例を改正するもの。

## 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年下呂市条例第149号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（種類及び定員） 第2条 団員の定数は <u>1,130人</u> とし、種類は次のとおりとする。	（種類及び定員） 第2条 <u>消防組織法第19条第2項の規定に基づく</u> 団員の定数は <u>1,230人</u> とし、種類は次のとおりとする。
（1） 基本団員 次号の災害支援団員以外の消防団員で定数は <u>1,060人</u> とする。	（1） 基本団員 次号の災害支援団員以外の消防団員で定数は <u>1,160人</u> とする。
（2） （略）	（2） （略）
2・3 （略）	2・3 （略）

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

下呂市消防団の団員数の減少に伴い、当該条例を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 消防団員の定数を1,230人から1,130人に改めます。

(第2条第1項関係)

(2) 基本団員の定数を、1,160人から1,060人に改めます。

(第2条第1項関係)

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 127 号

下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

3 署ある消防署を中消防署 1 署体制とし、消防署内の人員配置を柔軟に行えるよう  
するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第146号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(消防署の名称、位置及び管轄区域)			(消防署の名称、位置及び管轄区域)		
第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、 次のとおりとする。			第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、 次のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
中消 防署	下呂市森363番地 1	<u>下呂市</u> <u>全域</u>	中消 防署	下呂市森363番地 1	<u>旧下呂</u> <u>町の区</u> <u>域</u>
北消 防署				<u>下呂市萩原町羽根2488</u> <u>番地 1</u>	<u>旧萩原</u> <u>町の区</u> <u>域</u> <u>旧小坂</u> <u>町の区</u> <u>域</u> <u>旧馬瀬</u> <u>村の区</u> <u>域</u>
南消 防署			南消 防署	<u>下呂市金山町金山2660</u> <u>番地 3</u>	<u>旧金山</u> <u>町の区</u> <u>域</u>

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

## 下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

3署ある消防署を中消防署1署体制とし、消防署内の人員配置を柔軟に行えるよう  
にするため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 設置する消防署を中消防署のみとし、管轄区域を下呂市全域とします。

(第4条関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 128 号

## 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山内 登

### 提案理由

林野火災の予防に関する基準、火気使用設備、及び住宅における火災予防の推進を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例

下呂市火災予防条例（平成16年下呂市条例第153号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防 (第29条の8・ 第29条の9)</u></p> <p>第4章～附則 (略)</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備 (屋外その他の直 接外気に接する場所に設けるテント型サウ ナ室 (サウナ室のうちテントを活用したもの をいう。) 又はバレル型サウナ室 (サウナ室 のうち円筒形であり、かつ、木製のものをい う。) に設ける放熱設備であって、定格出力 6キロワット以下のものであり、かつ、薪又 は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらな ければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを 要しない場合を除き、建築物等及び可燃性 の物品から火災予防上安全な距離として 対象火気設備等及び対象火気器具等の離 隔距離に関する基準により得られる距離 以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇 した場合に直ちにその熱源を遮断するこ とができる手動及び自動の装置を設ける こと。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ 設備にあっては、その周囲において火災が</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p>第4章～附則 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>発生した際に速やかに使用できる位置に</u>  <u>消火器を設置した場合は、この限りではな</u>  <u>い。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、  <u>第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第16号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項から第4項までを除く。）の規定を準用する。</u></p> <p><u>（一般サウナ設備）</u></p> <p>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、  <u>第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</u></p> <p><u>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</u></p> <p>第29条 <u>火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）</u>が発せられた場合における火の使用に</p>	
	<p><u>（サウナ設備）</u></p> <p>第7条の2 <u>サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）</u>の位置及び構造は次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、  <u>第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</u></p> <p><u>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</u></p> <p>第29条 <u>火災に関する警報が発せられた場合における火の使用について</u>は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(住宅における火災予防の推進)</p> <p>第29条の7 下呂市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカーその他の物品</u>、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>(住宅における火災予防の推進)</p> <p>第29条の7 下呂市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器<u>その他の物品</u>、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p>第29条の8 消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</p> <p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市(町・村)の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</p> <p>3 消防長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p> <p><u>第29条の9 消防長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6の2) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)</u></p> <p><u>(7) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(7の2)～(15) (略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第50条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (たき火を含む。)</p>	
	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p><u>(7の2)～(15) (略)</u></p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第50条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p>

改 正 後	改 正 前
(2)～(6) (略) <u>2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの</u> <u>行為について、届出の対象となる期間及び区</u> <u>域を指定することができる。</u>	(2)～(6) (略)

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2、第7条の3、第29条の7及び第49条の規定は、令和8年3月31日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

林野火災の予防に関する基準、火気使用設備及び住宅における火災予防の推進を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) サウナ設備を簡易サウナ設備及び一般サウナ設備に分け、その定義や離隔距離を定めることとします。

(第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 49 条関係)

(2) 火災警報の根拠法令を明確化し、林野火災注意報を定めるものとします。

(第 29 条、第 29 条の 8 関係)

(3) 住宅における火災予防の推進事項に「感震ブレーカー」を追記します。

(第 29 条の 7 関係)

(4) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出に「たき火」が含まれることを明確にします。

(第 50 条関係)

(5) この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行します。ただし、第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 29 条の 7 及び第 49 条の規定は、令和 8 年 3 月 31 日から施行します。

(附則関係)

議第 129 号

## 令和 7 年度下呂市水道事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 7 年度下呂市一般会計は、次のとおり令和 7 年度下呂市水道事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 923 千円

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

料金収入等の全ての収入を充てても不足する簡易水道事業債元利償還金に対し、繰出基準を超えて繰出することについて議決を求めるもの。